

諮問番号：平成28年度諮問第8号

答申書

1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

2 審査関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張の要旨

請求人は次の理由で本件処分の取消しを求めている。

ア 滞納処分の前提となる固定資産税課税は違法なものである。

・ 価格の算定に誤りがある。

イ 滞納処分の前提となる課税処分に違法性があるため、滞納処分も違法となる

(2) 処分庁の主張の要旨

処分庁は、請求人の審査請求について次の理由で棄却を求めている。

ア 用地の算定に係る申出は、地方税法第432条に規定されている審査の申出及び第434条に規定される決定取消しの訴えの提起により争訴すべき。

イ 賦課処分と滞納処分はそれぞれ別々の法律的效果を目的としており、賦課処分が違法であったとしても、滞納処分にその違法性は承継されない。

3 審理員意見書の要旨

(1) 請求人が本件処分に対する不服申立ての理由は、固定資産に対する評価が誤っているというものであり、これは、固定資産の価格について不服を述べるもの。価格についての不服は、固定資産評価審査委員会への審査の申出と同委員会の決定に対する取消訴訟の方法によってのみ争うことができ、固定資産税の賦課についての不服申立てにおいては、価格についての不服を理由とすることはできない。

(2) 賦課処分と差押処分は、それ自体で完結する別個の処分であると解されている。仮に賦課処分が違法であったとしても、その違法性が滞納処分に承継されるものではない。

4 調査審議の経過

平成28年10月21日 諮問書受理

平成28年11月4日 審議

5 審査会の判断の理由

(1) 審理員の事実認定について

適正に行われている。

(2) 法令解釈を含めた審査庁の判断について

妥当である。

(3) 審査会の判断について

本件処分は、審理員意見書のとおり、固定資産税の価格に対し不服を求めるものであり、価格に対する不服である以上、固定資産評価審査委員会への審査申出か取消訴訟の方法によってのみ争うことができるものと認められ、本件において、かかる不服を理由として、固定資産税の賦課についての不服・違法を主張することはできない。

また、賦課処分と差押処分は、それぞれ目的及び効果を異にし、賦課処分が違法であったとしても、その違法性が滞納処分に承継されるものではなく、賦課処分に存する瑕疵を理由として、差押処分の取消しを求めることはできない。

したがって、本件処分は適正に行われたものと認められ、本件審査請求を棄却すべきであるとした審理員意見書の判断についても、これを是認するものである。

平成 28 年 11 月 14 日

丹波市行政不服審査会

| | |
|-----|-------|
| 会 長 | 高木 甫 |
| 副会長 | 上脇 博之 |
| 委 員 | 松尾 信幸 |
| 委 員 | 岸部 勇 |